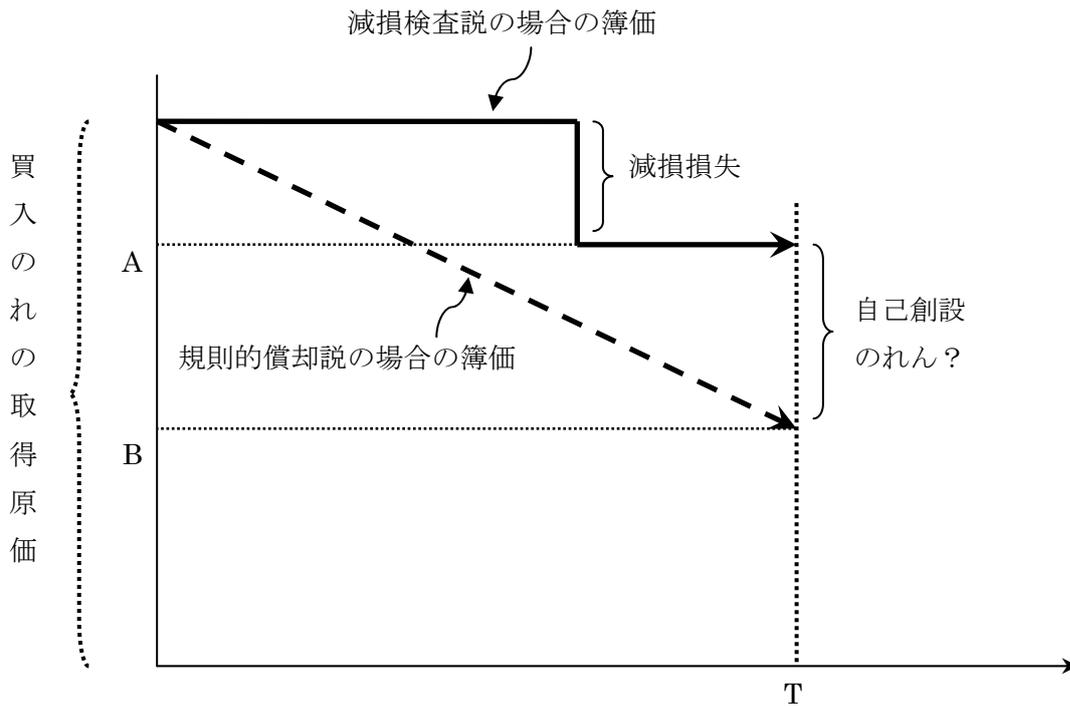


<資料1> 自己創設のれんへの置換論の模式図



	T 時点での購入のれんの簿価	AB 相当の差額の認識
規則的償却説	BT	有
減損検査説	AT	無

*減損検査説が T 時点での購入のれんの簿価は AT である（AB という差額の存在を認めない）状況の下で、AB=自己創設のれん=会計原則に抵触、と主張しても議論はかみ合わない。

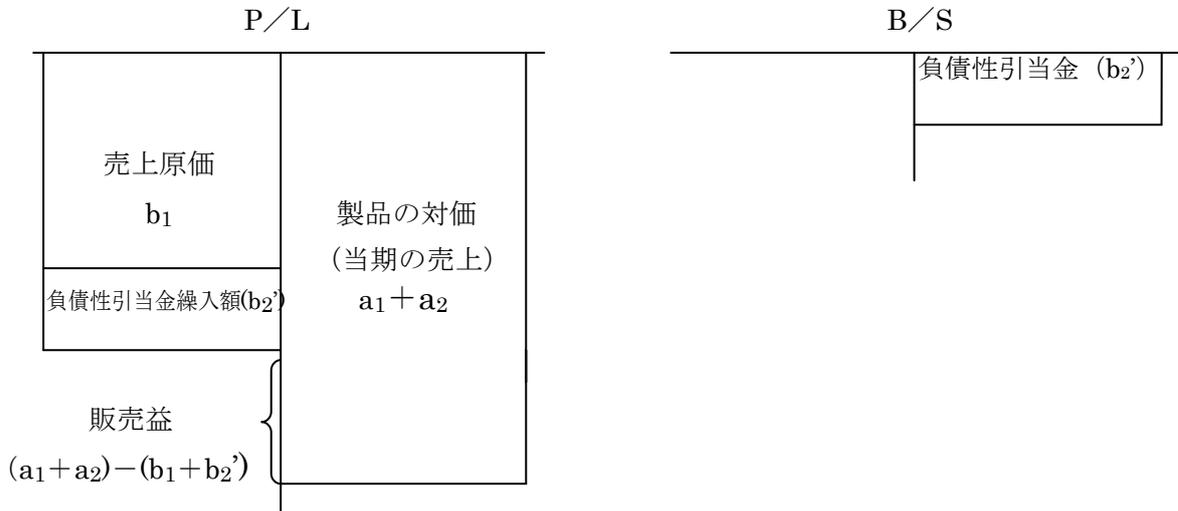
*AB の存在（購入のれんは T 時点では BT まで減価している）を証明しない限り、規則的償却説が主張する自己創設のれんへの置換論は論証すべきことを自明の前提とする一種の循環論となる。

規範（会計基準はいかにあるべきか）の不一致ではなく、事実認識の不一致

<資料2>付帯サービス付き製品販売の会計処理

単一要素取引説に立った会計処理の模式図

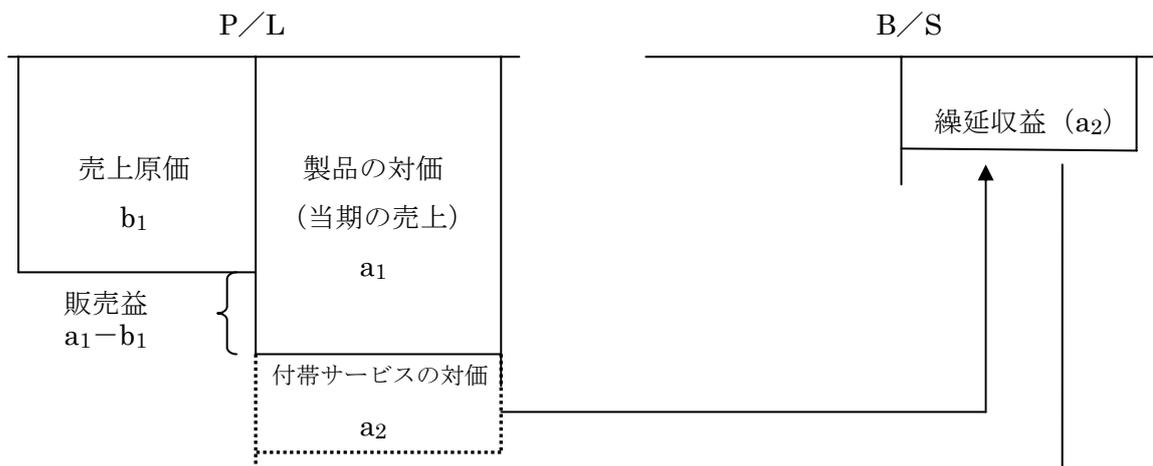
製品販売年度末



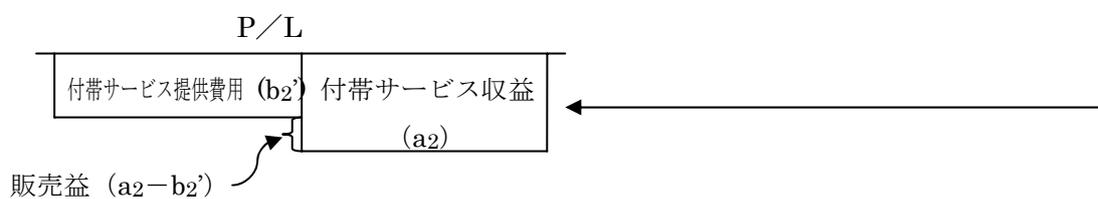
付帯サービス実施期間内の各年度末

関連する損益項目なし (負債性引当金) b_2' (現金預金) b_2'

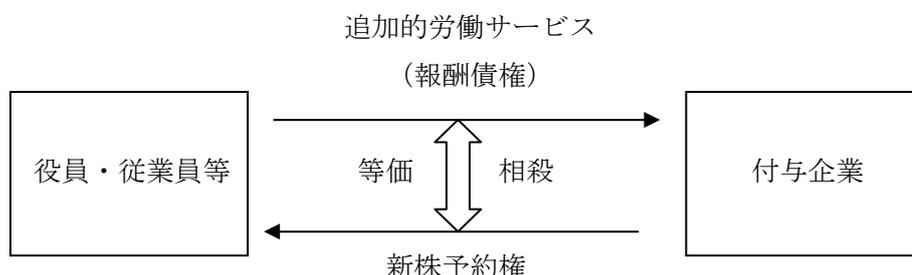
複数要素取引説に立った会計処理の模式図



付帯サービス実施期間内の各年度末



＜資料3＞ スtock・オプションの無償付与の法的構成



＜資料4＞ スtock・オプションの報酬性に関する実態調査

～スtock・オプションを報酬として認識しているか？～

	サンプル数	報酬である	報酬でない
公開企業	136	58.8%	41.2%
非公開企業	46	93.5%	6.5%

報酬でないと答えた理由：

- ・労働の対価性を認識するのが困難なため（有効回答数の23.1%）
- ・給与・賃金体系に組み込まれていないため。（20.5%）
- ・権利行使できてはじめて利益を得られるため、少なくとも権利未確定の段階では報酬といえない。（12.8%）

（出典）（財）財務会計基準機構『わが国におけるスtock・オプション制度に関する実態調査』2003年、37～38ページ

＜資料5＞ 親会社が自社株式オプションを子会社の役員等に付与する場合の取扱い

（「スtock・オプション等に関する会計基準適用指針」22項）

① 親会社が自社株式オプションを付与した結果、これに対応して、親会社が子会社において享受したサービスの消費を、親会社の個別財務諸表において費用（「株式報酬費用」）として計上する。

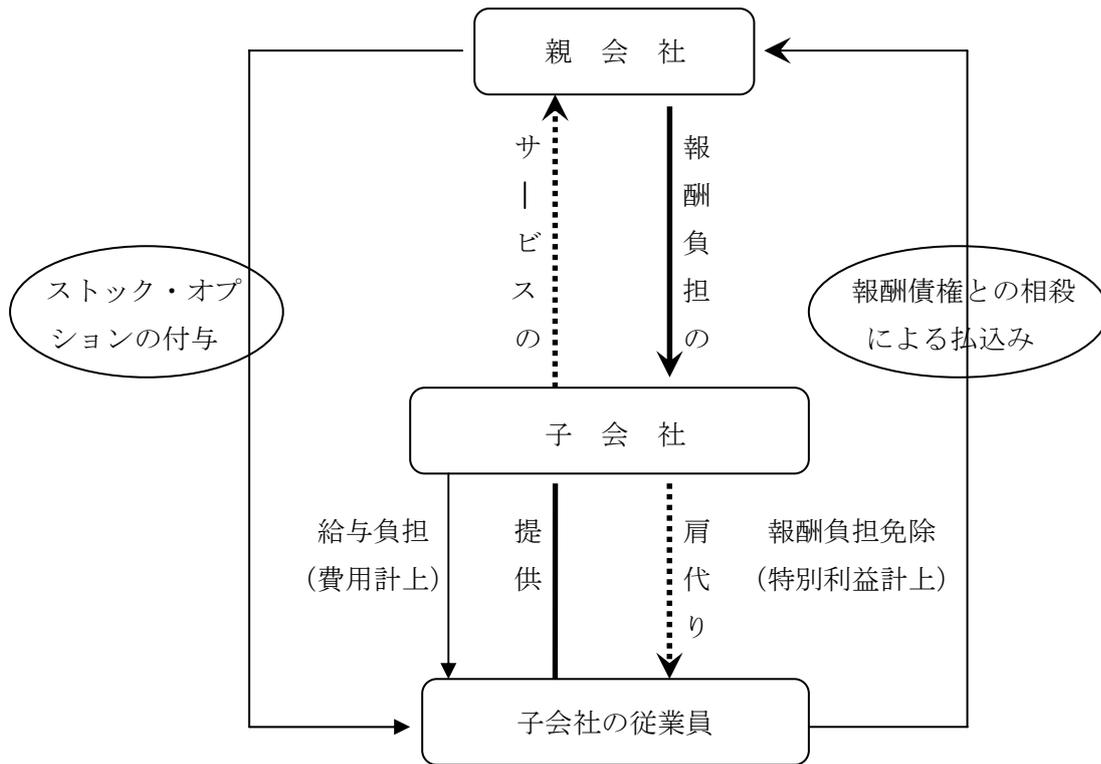
（株式報酬費用） × × （新株予約権） × ×

② 子会社の従業員等に対する当該親会社株式オプションの付与が子会社の報酬体系に組み入れられている等、子会社においても自社の従業員等に対する報酬として位置づけられている場合

には、その付与と引き換えに従業員等から提供された上記サービスの消費を、子会社の個別財務諸表においても費用（「給料手当」）として計上する。

この場合、子会社の個別財務諸表においては、同時に、報酬の負担を免れたことによる利益を特別利益（「株式報酬受入益」）として計上する。

(給 与 手 当)	×	×	(未 払 金)	×	×
(未 払 金)	×	×	(株式報酬受入益)	×	×



(中嶋克久・野口真人『ストック・オプション会計と評価の実務』2006年、税務研究会出版局、151ページ、を一部加除の上、作成)